

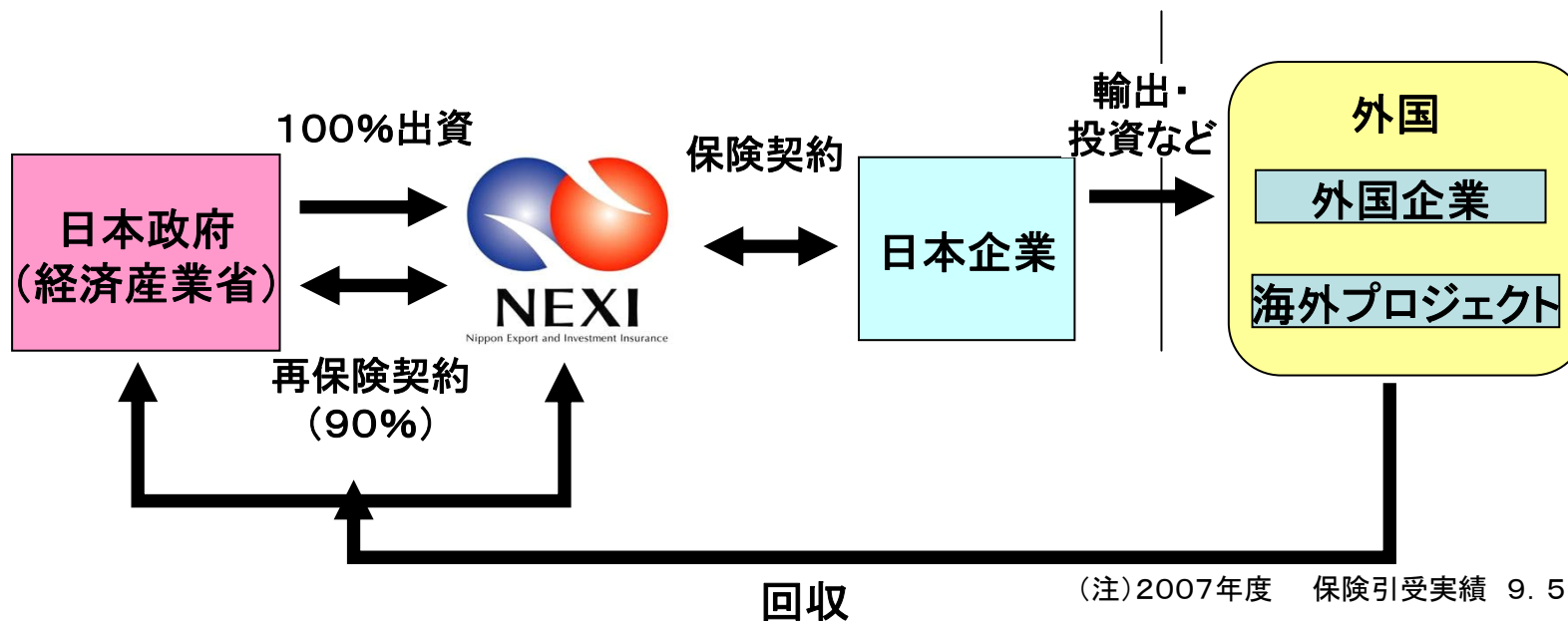
# 海外投資保険と投資協定

2008年7月25日

今野秀洋 塚本英史

# 1. 貿易保険制度の仕組み

- ◎ 貿易保険制度は、企業の貿易・投資といった対外取引について、国際政治・経済の特性から不可避免的に生じるリスクを、国の信用力と交渉力に基づく中長期の収支相償メカニズムで救済する制度。
- ◎ 我が国の貿易保険制度は、1950年から開始され貿易・投資の拡大を支えてきた。2001年、経済産業省自らが行っていた業務の実施部門を、専門性とサービスの向上のため、日本貿易保険（NEXI）に移管。



(注) 2007年度 保険引受実績 9.5兆円  
2007年度末 保険責任残高 11.7兆円

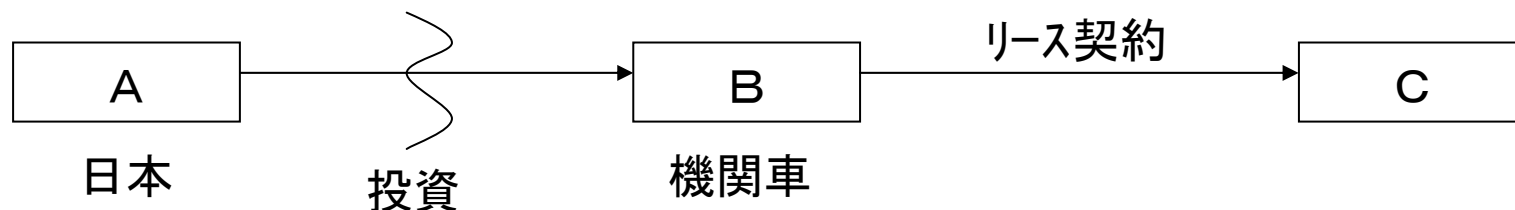
## 2. 投資保険のてん補事由

- ① 株式等や配当金が収用されたこと
  - ② 権利侵害
  - ③ 戦争
  - ④ 不可抗力
    - (a) 事業継続不能
    - (b) 破産
    - (c) 銀行の取引停止
    - (d) 3ヶ月以上の事業休止
  - ⑤ 送金制限等により2カ月以上の送金不能が生じたこと
- が発生した結果
- が生じたこと

### 3. 投資保険を通じた権益保護(事例1)

#### (事例1)

- ① 日本商社Aは、X国において機関車のリース契約を行うためにX国法人であるB社を設立した。
- ② B社は、X国の民営鉄道会社であるC社に対して、その保有する機関車をリースし、リース料を受け取っていた。
- ③ 数年後、C社に対するX国政府の補助金が打ち切られたこともあり、C社からのリース料支払が滞ることになり、ついでには、C社が破産申請するに至ったので、B社はC社とのリース契約を解除し、リース債権である機関車を引き下げることとした。
- ④ しかし、X国政府は公共の目的を理由にB社による機関車を引き下げを認めなかった。



### 3. 投資保険を通じた権益保護(事例1続)

(NEXIの対応)

- ① X国政府による権利侵害による6ヶ月の事業休止として保険金支払。
- ② 本件の外交的な解決を模索し、在X国日本大使のご尽力も得て、数次にわたり直接交渉した結果、最終的にはX国政府が機関車を買収することに同意することとなった。(X国大統領の前で、買収の取り決めに関係者が署名。)

### 3. 投資保険を通じた権益保護(事例2)

---

(事例2)

- ①日本の商社Bは、中南米Y国における鉱山事業への投資を実施した。
- ②その後、B国の大統領は、炭化水素産業については国有化の方針を提示、鉱業については、鉱業税制を改革し、税率の引き上げを行うことを示唆。

### 3. 投資保険を通じた権益保護(事例2続)

---

---

(NEXIの対応)

- ③B国大統領、鉱山大臣の来日の機会をとらえ、強かに申し入れ。
- ④鉱業税制の改正は、我が国企業が参画しているプロジェクトの今後の経営に大きな影響を与える。税制の大幅な変更等により、投資が成立しなくなるようなことがないように、要請した。

## 4. わが国の投資保険と投資協定

投資保険	投資協定
<p>■対象国：181か国 (08年7月現在)</p> <p>■第三国経由投資の場合も対象</p>	<p>■我が国と投資協定・EPAを署名した国はわずか21カ国(08年7月現在)</p> <p>○二国間投資協定の相手国(13カ国)            (1)エジプト、(2)スリランカ、(3)中国、(4)トルコ、            (5)香港、(6)パキスタン、(7)バングラデッシュ、            (8)ロシア、(9)モンゴル、(10)韓国、(11)ベトナム、            (12)カンボジア(※)(13)ラオス(※)</p> <p>○経済連携協定の相手国(8カ国)            (1)シンガポール、(2)メキシコ、(3)マレーシア、            (4)フィリピン(※)、(5)チリ、(6)タイ(※)、            (7)ブルネイ(※)、(8)インドネシア            (※)署名済み、未発効</p> <p>■第三国経由投資の場合に、その第三国と投資先国との間に投資協定がある場合には利用可能</p>



## 5. 投資保険と投資協定のカバー・リスク

### 投資保険の カバーするリスク ※

- ②戦争リスク
- ③不可抗力リスク

- ①収用・権利侵害リスク ※2
- ④送金リスク

### 投資協定の カバーするリスク

- 内国民待遇
- 最恵国待遇
- 公正かつ衡平な待遇
- その他協定上の義務違反

※ 投資保険では事業継続不能等が必要

※2 投資保険では権利侵害に該当するかはNEXI自身が認定。外国政府の行為が①差別的であること、②国際協定や国内法に違反すること、のどちらかに該当することが要件。  
なお、投資先国の政府等との間で結んだ契約については、契約違反リスクをてん補(オプションによる対応)

## 6. 投資協定・投資保険の補完関係(1)

法的保護 v.s. 実態上の保護

説明: ○投資協定は投資権益侵害に対する法的抑止  
○保険事故の未然防止にもつながる。

## 6. 投資協定・投資保険の補完関係(2)

投資仲裁の利用が一般的になれば、保険事故の事故認定の基準の客観化、及び、投資保険の利用促進につながる。

説明: ○保険事故にあたるか否かは、現在NEXIが独自に判断しているが、仲裁により投資者の主張が認められれば、保険事故認定が容易になる。

○また、投資先国との交渉及び仲裁決定が、各々蓄積されれば、投資保険事故認定の基準が客観化されることが期待される。

○これにより、被保険者からすると投資保険を利用しやすくなる。保険者側も公平な取扱が容易になる。

## 6. 投資協定・投資保険の補完関係(3)

保険金の回収の確実性の向上につながる。

説明：投資協定には、通常、被保証者（被保険者）に対して日本国が保証（保険）に基づき支払を行った場合には、日本国の求償権代位を、相手方が承認する規定がある。  
また、仲裁による解決も可能となることから、回収の確実性が高まる。

## 7. 独・仏における投資保険と投資協定

---

---

- 原則として、投資協定が締結されていることが、投資保険引受のための前提。
- 原則として、投資協定違反が生じた後は、新規の投資保険の引受を行わない。

## 8. 投資者にとってのイメージ

---

- 投資協定は、年金の1階部分、投資保険は2階部分のイメージ。
- 日本の場合、投資協定署名数が21か国とあまりに脆弱で、2階部分をささえきれない状態。
- なお、投資保険に加入するかどうかは、「保険料というコストを支払って、確実な損害カバーを行うかどうか。」という投資家の選択の問題となる。

投資保険(2階部分)

投資協定(1階部分)

## 9. 主要国の二国間投資協定署名数 [07年6月現在、UNCTAD調べ]

国名	署名数
ドイツ	135
中国	119
スイス	114
英国	103
エジプト	100
イタリア	100
フランス	98
オランダ	91
韓国	86
ベルギー	84
米国	46
カナダ	25
日本	12



# 10. 他にも遅れている対外投資環境整備

---

---

## ○租税条約

締結

56か国(※)

締結交渉中、改定交渉中

5か国

(※) 投資所得に対する源泉地国課税の減免等を含むものはごく少数。

## ○社会保障協定

締結

10か国

交渉中・予備協議中

7か国

出所: 日本経団連(2008年4月提言)